

退職金定期預金

# セカンド ライフ



- ご利用いただける方  
退職金支給後1年以内の個人のお客さま
- お預入れ金額  
300万円以上2,000万円以内

特別金利

6カ月物 **0.5%** 1年物 **0.3%**

※普通定期でのお取扱いとなります。※お預入れの際に退職金の明細を拝見させていただきます。

セカンドライフの  
満期を迎えた方専用

## セカンドライフリピート

特別金利  
お預入れ期間  
1年

店頭表示  
金利 + **0.02%**

- ご利用いただける方  
セカンドライフの満期日から1か月以内のお客さま
- お預入れ金額  
セカンドライフの満期金額を上限とします

※自動継続扱いのお取扱いが出来ます。※初回満期日以降は、継続時の店頭表示金利を適用いたします。

～詳しくは、お近くのきりしん店舗へお問い合わせください～

# セカンドライフ

ご利用いただける方	退職金支給後1年以内の個人のお客さま
お預入期間	定型方式 6ヵ月・1年 ※普通定期のみのお取扱いとなります。
お預入方法	(1) お預入方法 一括してお預け入れいただきます。 (2) お預入金額 300万円以上2,000万円以内 ただし、退職金額を上限とします。 (3) お預入単位 1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
お利息	(1) 適用利率 固定金利 6ヵ月：0.50% 1年：0.30% (2) 利払い方法 満期日以後に一括して支払います。 (3) 計算方法 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。
税金	2037年12月31日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。
付加できる特約事項	身体障害者手帳の交付を受けるなど一定の要件に該当する方は、預入金額によりマル優のお取扱いができます。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、当金庫所定の中途解約利率を適用いたします。
金利情報の入手方法	—
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>お預入の際、退職金の明細を拝見させていただきます。</li> <li>満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</li> </ul>

《 セカンドライフ満期時にお手続きが必要です。》

# セカンドライフ リポート

ご利用いただける方	「セカンドライフ」満期日から1ヵ月以内の個人のお客さま
お預入期間	定型方式 1年 ※お預入時のお申し出により自動継続(元金継続・元利金継続)のお取扱いができます。
お預入方法	(1) お預入方法 一括してお預け入れいただきます。 (2) お預入金額 300万円以上2,000万円以内 ただし、セカンドライフ満期金額を上限とします。 (3) お預入単位 1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
お利息	(1) 適用利率 固定金利 お預入金額(1,000万円未満、1,000万円以上)に応じ、お預入時の各1年もの店頭表示利率に0.02%上乗せした利率を約定利率として、初回満期日まで適用します。 ※初回満期時以降、各1年もの店頭表示利率を約定利率として、満期日まで適用します。 (2) 利払い方法 満期日以後に一括して払い戻します。 (3) 計算方法 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。
税金	2037年12月31日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率)</li> <li>身体障害者手帳の交付を受けるなど一定の要件に該当する方は、預入金額によりマル優のお取扱いができます。</li> </ul>
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、別に定める「定期預金の中途解約一覧」のお預入期間に応じた期限前解約利率およびお預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利ボードまたは窓口へご照会ください。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</li> </ul>